

自転車運転者のための 安全な乗り方とルール

「自転車安全利用五則」を守りましょう

1

自転車は車道が原則、歩道通行は例外です

自転車は道路交通法上の「**軽車両**」*1です。
歩道と車道の区別のあるところでは、自転車は車道を通行するのが原則です。
*1 軽車両(けいしやりょう)とは:自動車など同様の交通規則が定められた原動機を持たない車両のこと
(軽自動車のことではありません)

2

車道は左側を通行します

自転車は車道左側端を通行しなければなりません。
(自転車レーンがある道路では、左側の自転車レーンを走行します)

3

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行します

自転車で歩道を通れる場合でも、あくまで歩行者優先です。歩道では、車道寄りまたは指定された部分を
すぐに停止できる速度で進行し、歩行者の妨げとなる場合は、一時停止しなければなりません。

4

安全ルールを守りましょう

「一時停止と安全確認をしっかり行う」「夜間はライトを点灯する」等の安全ルールを守り、
「二人乗り」や「道路での並走」「むやみにベルを鳴らす」等の迷惑行為は行わないようにしましょう。

5

こどもはヘルメットを着用しましょう

「13歳未満」は自転車に乗る際、安全のため、ヘルメットの着用が必要です。



保護者の皆様へ

自転車保険加入は義務となりました

自転車の点検・整備の励行と、もしもの時に備えて保険に加入しましょう。

保険の種類と内容

個人賠償責任保険とは

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険です。

損害保険とは

自転車による転倒など、思わぬ事故によって運転者に生じたケガの支払いに備える保険です。

TSMマーク付帯保険とは

自転車安全整備店で自転車を購入したり、点検整備を受けると付帯され、自分がケガをした場合の損害保険と他人にケガをさせた場合の賠償責任保険がセットになっています。自転車そのものに付けられる保険なので、誰が乗っても補償が適用されます。ただし、保証期間は1年で、補償には限度があるので注意が必要です。

対 象 種 類	事故の相手		自分	問い合わせ先
	生命・からだ	財産	生命・からだ	
個人賠償責任保険	○	○	×	各損害保険会社
損害保険	×	×	○	各損害保険会社
TSMマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店で購入または点検整備を行い基準に合格した自転車に貼付

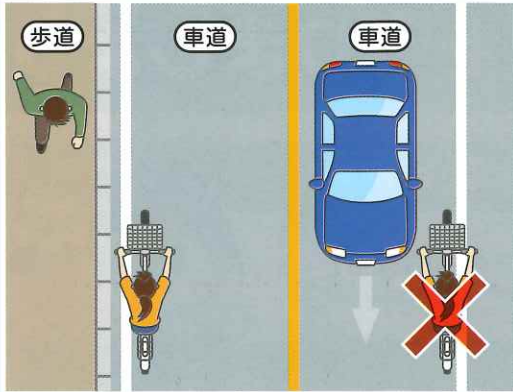
自転車を安全に乗るために

具体的な走行方法を紹介します。

自転車は左側通行

右側通行は違反です。

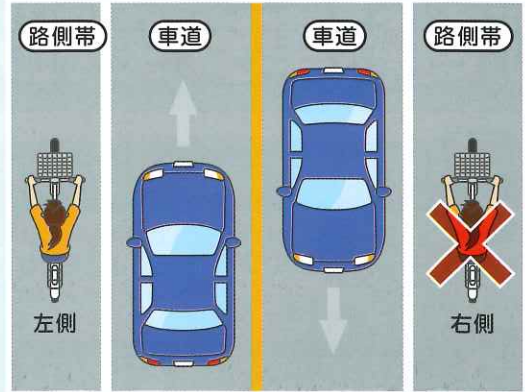
自転車は**車道左側端**を通行しなければなりません。



路側帯も左側通行

道路交通法の一部改正により路側帯の**右側通行ができません**になりました。

(平成25年12月1日施行)



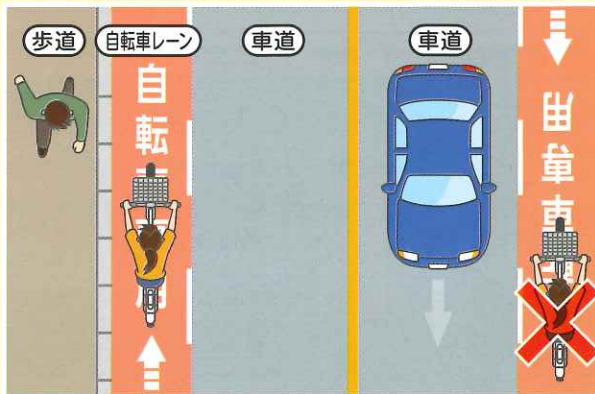
歩行者を優先

歩道のある道路 (自転車歩道通行可)

自転車通行可の歩道では、右側通行が可能です。歩行者を優先し、**車道寄り**を徐行しなければなりません。



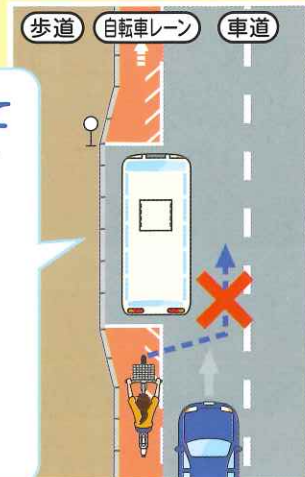
自転車レーンを通るときも左側通行



自転車レーンがある道路では、**左側の自転車レーン**を通らなければなりません。

バスが停まっているときは…

バス停にバスが停車しているときは、できるだけ**バスの後方**で一旦停止し、バスが動くまで待ちましょう。

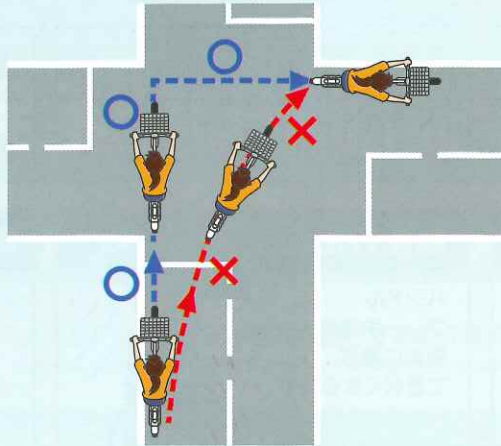


自転車は誰もが手軽に乗れる便利な乗り物です。
交通ルールとマナーを守って、安全運転を心がけましょう。

交差点は二段階右折

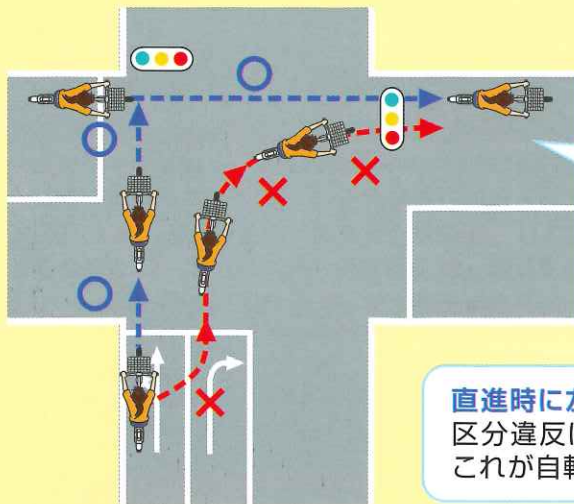


交差点では、
青線のように
通行しなければ
なりません。

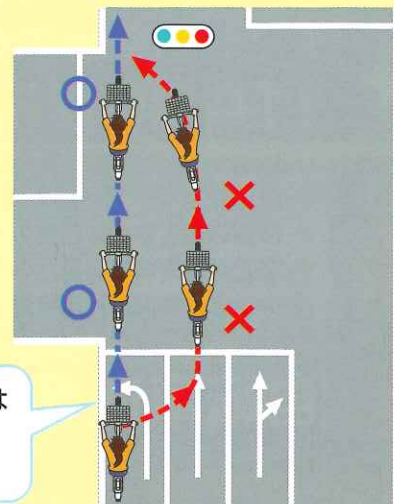


赤線のように
中央寄りからは
右折できません。

信号機がある場合は…

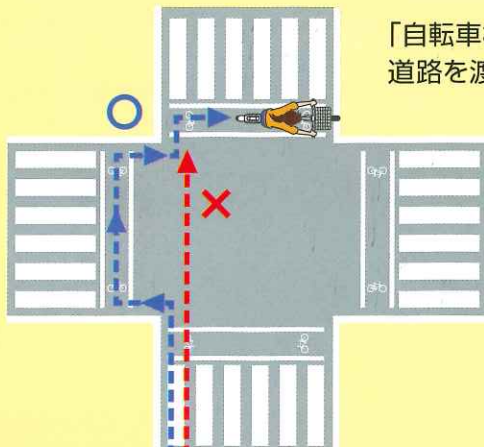


信号機のある
場合も
二段階右折を
しなければ
なりません。
右折レーンを
通行しての
右折は
できません。

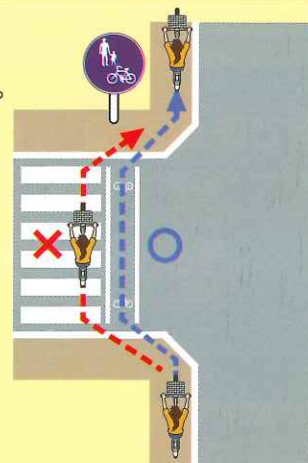


直進時に左折レーンを通るのは
区分違反に思えますが、
これが自転車のルールです。

「自転車横断帯」がある場合は…



「自転車横断帯」を通行して
道路を渡らなければなりません。



自転車のルール・マナーを守りましょう

信号無視

信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、この信号に従わなくてはなりません



罰則:3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

一時停止場所での不停止

「止まれ」標識のある場所では必ず一時停止をして左右の安全を確かめなくてはなりません



罰則:3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

携帯電話の使用

携帯電話やスマートフォンを手に持って通話したり画面を注視しながら運転してはいけません



罰則:5万円以下の罰金

音楽等を聞きながらの運転

イヤフォンを利用して音楽を聞くなど、周囲の音が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません



罰則:5万円以下の罰金

傘差し運転

ハンドル・ブレーキ等を確実に操作できなくなるため、傘をさしての運転はできません



罰則:5万円以下の罰金

横断歩道上を通行する際の注意



歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き自転車に乗ったまま通行してはいけません

自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと…「自転車運転者講習」を受けることとなります

危険行為のルール違反の

- 信号無視 ● 通行禁止違反 ● 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反) ● 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ● 遮断踏切立入り ● 交差点安全進行義務違反等 ● 妨害運転
- 交差点優先車妨害等 ● 環状交差点安全進行義務違反等 ● 指定場所一時不停止等 ● 酒酔い運転
- 歩道通行時の通行方法違反等 ● 制御装置(ブレーキ)不良自転車運転 ● 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度の流れ

※ 受講命令に違反した場合は5万円以下の罰金が課せられます

自転車運転者(14歳以上)が、危険行為を繰り返す(3年以内に2回以上)

交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

講習の受講

- 講習時間:3時間
- 講習手数料:6,000円

販売店で防犯登録[※]をする

※法律で義務となっています

防犯登録
AA00000
長野県警察

ネットショッピング等で購入したり、人からもらった自転車は、防犯登録がされていないことがあります。その場合は最寄りの自転車販売店(自転車防犯登録店)で防犯登録手続きができます。

自転車に乗るなら必ずやっておきたい2つの事

鍵を複数個つけて施錠する

2個以上の鍵をつけると断然盗まれにくくなります

2個以上施錠された自転車は盗むまでに時間がかかるので、泥棒もターゲットにしばらくなくなります。



長野県 自転車条例

検索

発行 松本市役所

電話 0263-34-3000(代表)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/anzen/201903jyourei01.html>